

## 玉里地区義務教育学校開校準備委員会の傍聴に関する取扱い基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、玉里地区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の氏名及び住所を受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

### (傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、委員会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

### (傍聴人の定員)

第4条 委員長は、委員会の開催場所の規模等に委員会を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 委員会の妨害になると認められる器物を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

### (傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の妨害となるような挙動をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

### (係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### (補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、委員長が定める。

### 附 則

この基準は、平成30年6月26日から施行する。